

議案第 2 号

鳥取県立学校管理規則の一部改正について

鳥取県立学校管理規則の一部改正について、別紙のとおり議決を求めます。

令和 7 年 6 月 2 日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

◇鳥取県立学校管理規則の一部改正について

1 規則の改正理由

高等学校の適正な運営を図るため、収容定員を改める。

2 規則案の概要

- (1) 鳥取工業高等学校において、令和7年度に工業学科制御・情報科を工業学科情報工学科に学科名を変更したことにより、収容定員を改めたこと。
- (2) 米子南高等学校において、令和6年度に商業学科ビジネス情報科及び家庭学科生活文化科を、商業学科 I T ビジネス科及び家庭学科生活創造科に学科名を変更したことにより、収容定員を改めたこと。

3 規則案の概要

- (1) 高等学校の学科及び収容定員を次のとおり改める。

名 称	課程名	学 科 名		収 容 定 員	
				現 行	改正後
鳥 取 工 業 高 等 学 校	全日制課程	工 業 学 科	制 御 ・ 情 報 科	76 人	38 人
			情 報 工 学 科	—	38 人
米 子 南 高 等 学 校	全日制課程	商 業 学 科	ビ ジ ネ ス 情 報 科	114 人	—
			I T ビ ジ ネ ス 科	228 人	342 人
		家 庭 学 科	生 活 文 化 科	38 人	—
			生 活 創 造 科	76 人	114 人

- (2) 施行期日は、令和8年4月1日とする。

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後							改 正 前																
別表（第3条関係）							別表（第3条関係）																
1 高等学校							1 高等学校																
名称	課程名	学科名		修業 年限	収容 定員	所在地	名称	課程名	学科名		修業 年限	収容 定員	所在地										
略							略																
鳥取工業高等学校	全日制課程	工業学科	略		略		鳥取工業高等学校	全日制課程	工業学科	略		略											
			制御・情報科	3年						38人	制御・情報科			3年	76人								
			情報工学科	3年						38人													
			略							略													
略							略																
米子南高等学校	全日制課程	商業学科	I Tビジネス科	3年	342人	略	米子南高等学校	全日制課程	商業学科	ビジネス情報科	3年	114人	略										
										I Tビジネス科	3年	228人											
		家庭学科	生活創造科	3年	114人				家庭学科	生活文化科	3年	38人											
										生活創造科	3年	76人											
					略							略											
					2・3 略							2・3 略											

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。